

令和7年6月定例会議

# 建設水道常任委員会資料

- 1 議案第 58 号  
福島市職員の育児休業等に関する条例及び福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件(上下水道局所管分) ..... P2
- 2 議案第 65 号  
福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件(上下水道局所管分) ..... P4  

<議案書>
- 3 報告第 6 号 福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件 ..... P47
- 4 報告第 7 号 福島市水道事業会計予算の繰越しの件 ..... P50
- 5 報告第 8 号 福島市下水道事業会計予算の継続費繰越しの件 ..... P55
- 6 報告第 9 号 福島市下水道事業会計予算の繰越しの件 ..... P57
- 7 報告第 10 号 福島市農業集落排水事業会計予算の繰越しの件 ..... P59

上下水道局

# 【条例関係 その①】

## 1 議案第 58 号 福島市職員の育児休業等に関する条例及び福島市上下水道局 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する 条例制定の件中、上下水道局所管分

### 【条例改正の趣旨】

育児を行う職員の仕事と生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、部分休業制度を拡充する改正を行う。

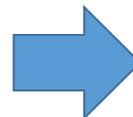
上下水道局所管 「福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」

### 【条例改正の概要】

(1) 正職員及び再任用職員、会計年度職員の部分休業において、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の形態に加え、「1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内」の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

(改正前)

1日につき2時間の範囲内(30分単位)で勤務しないこと

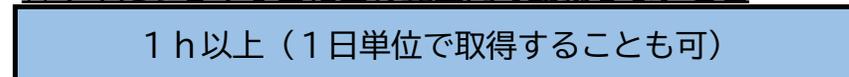


(改正後)

① 1日につき2時間の範囲内(30分単位)で勤務しないこと



② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと



(2) 部分休業の対象となる非常勤職員（会計年度職員）が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とする。

【条例の施行予定日】

令和7年10月1日施行

【新旧対照表】

○福島上下市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料を減額した給与を支給する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（<u>2時間を超えない範囲内の時間に限る。</u>）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料を減額した給与を支給する。<u>ただし、法第22条の2第1項に規定する職員については、「小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間」とあるのは「1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間」とする。</u></p> <p>3 (略)</p>

2 議案第 65 号 福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件中、上下水道局所管分

【条例改正の趣旨】

次の条例で引用する「建設業法施行令」において、技術検定の検定項目等の規定について、条ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行う。

上下水道局所管 「福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」

【条例改正の概要】

所管の条例中、「建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項」を「建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項」に改める。

【条例の施行予定日】

公布の日から施行